「恵庭中学校の部活動の在り方に関する方針」

活動方針策定の趣旨等

○　生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。

○　学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高い。

○　部活動を実施する上では、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であり、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。

○　こうした中、スポーツ庁および文化庁が「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を、北海道は「北海道の部活動の在り方に関する方針」を、また、恵庭市は「恵庭市立学校における部活動の在り方に関する方針」を策定し、各中学校には、ガイドラインに則った「部活動の在り方に関する方針」を策定することを求めており、本校では、「恵庭中学校の部活動の在り方に関する方針」(以下「本方針」という。)を策定することとした。

活動方針の基本的スタンス

○　国・道・恵庭市のガイドラインおよび方針に則るとともに、本校の生徒の実態や地域性などの状況を踏まえた内容とする。

○　運動部活動と文化部活動を一体化した内容とする。

○　各部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行う。

○　方針は、決定の日から施行する。

活動方針の内容

1　適切な運営のための体制整備

(1)　「部活動に係る相談・要望の窓口」

○　校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を設置する。相談、要望は、郵便、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより下記の連絡先あてに提出することとする。

・連絡先：恵庭市立恵庭中学校　教頭
〒061-1425　恵庭市文京町３丁目４－５　Tel 0123－32－3249
Fax0123－32－5507
メールアドレス：enw-eniwa-chu-2@hokkaido.school.ed.jp

(2)　活動計画及び活動実績の作成・提出

○　部活動顧問は、活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

○　部活動顧問は、活動計画にある活動の開始及び終了時間を遵守する。
○　部活動顧問は、活動計画、経費等の資料を配布するなどして保護者・生徒の理解を得る。
○　校長は、教師や生徒の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等の観点から、必要に応じて指導・是正を行う。

⑶ 指導、運営に係る体制の構築

○　校長は、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築され、円滑に持続可能な生徒指導の視点に立った部活動を実施できるよう十分考慮する。
○　校長は、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等について指導するとともに、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2　適切な指導・安全安心の確保

⑴ 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

○　部活動においては、顧問の教員等だけに運営・指導を任せるのではなく、学校組織全体で目標や指導方針等を考える必要があること。
○　目標や指導方針等の設定に当たっては、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を育むことや発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意するとともに、勝つことや優秀な成績を収めることのみを目指すことのないようにする必要があること。また、そうした点について、生徒や保護者等にも丁寧に説明し、理解を得ること。
○　指導者による暴力・暴言ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、いかなる場合も許されないこと。特に、盗撮をはじめとした性暴力は、生徒に生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えることを認識し、絶対に行ってはならないこと。
○　今後、国において作成する指導の手引き等が公表された場合は、その内容を踏まえた対応を行うこと（それまでの間は、「運動部活動での指導ガイドライン」（平成 25 年（2013 年）5 月文部科学省作成）に沿った指導を行うこと）。特にガイドラインに示された「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、顧問の教員等はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるようにすること。
○　指導者には、生徒同士等の暴力やいじめ等の不適切行為を防止する役割が求められていることから、適切な集団づくりや日頃からの生徒への目配りなどにも留意すること。
○　近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは、人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることにも留意すること。
○　暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下で発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化を通じた風通しの良い組織づくりなどに留意すること。

⑵ 運動・文化部活動における適切な指導の実施

○　生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であるこ

と。

○　過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも能力の向上につながらないことや、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解すること。

○　生徒の体力、芸術文化等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ、芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

○　生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

○　専門的知見を有する教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

（3）部活動用指導手引の普及・活用

○　部活動顧問は、部活動用指導手引を活用するなどして、合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

3　適切な休養日等の設定

（1）休養日・活動時間の設定

○　生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

・学期中は週当たり２日以上の休養日

・長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養(オフシーズン)を設定

・学校閉庁日(年間９日以上)は休養日とする

・１日の活動時間は、長くとも平日２時間程度、休日３時間程度、週当たり１１時間程度

○　本道の地域特性から積雪で活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則とする。

○　活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が 31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

⑵ 活動方針策定・運用に当たっての留意事項

○　校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、実態を把握しながら活動方針の運用を徹底する。

4　生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

○　校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置、統廃合及び合同チームの編成等を長期的視点に立って検討する。

○　校長は、部活動は全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

（2）地域との連携等

○　学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

5　学校単位で参加する大会等の見直し

○　校長は、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査する。

6　部活動の充実に向けて

○　校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。

○　部活動顧問は、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりを活動の前提とすること。

○　指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定するような発言や行為をしないこと。

○　生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりを行うこと。

○　校長及び部活動顧問は、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

○　女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴【利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症、貧血等】）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

○　学校の設置者は、障がいのある生徒が大会に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。

校長は、部活動を通して、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設ける努める。

終わりに

・校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

・本方針は、令和元年 11 月 1 日に決定し施行する。

令和５年 12 月改訂

令和６年　４月改訂

令和８年　５月改訂